

雲仙市ネーミングライツ・パートナー募集要項（基準）【施設等特定型】

1 募集の趣旨

雲仙市では、新たな財源確保により施設等の持続可能な運営を行うとともに、施設の魅力向上や地域の活性化を目的に、市が所有する施設等の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、ネーミングライツ料等を負担いただく命名権者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

2 対象施設等

対象施設	愛の夢未来センター
所在地	長崎県雲仙市愛野町乙526番地1
施設概要	別紙「施設概要」のとおり

3 募集する提案内容等

（1）ネーミングライツ料等（消費税及び地方消費税は別）

年額100万円以上

※ ネーミングライツ料は、1万円単位で提案してください。

※ 金銭による対価を原則としますが、施設等で活用可能な物品等の提供や施設の清掃、剪定、保守点検の実施等を対価とする提案も受け付けるものとします。

（2）契約期間

3年から5年とします

（3）愛称の条件

① 「愛の夢未来センター」の字句を含んだ愛称とし、市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称としてください。

② 愛称は、一般的な呼称として用い条例上の施設名称を変更するものではありません。

③ 愛称は、日本語及び英語（アルファベット）による標記とします。

④ 利用者等の混乱を避けるため、愛称使用期間内の愛称変更はできないものとします。

ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更等、相当の理由がある場合は除きます。

⑤ 商標権侵害等の問題がない愛称を提案してください。

⑥ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

エ 政治性、宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の表示と費用負担

- ① 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関との協議の上、決定するものとします。
- ② 印刷物の名称変更を行う場合は、残部数や改訂時期等を踏まえ、対応します。
- ③ ネーミングライツ導入に伴う役割分担は以下のとおりです。

区分	市 (指定管理者)	ネーミングライツ・ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更		○
ネーミングライツ・パートナーの 設置物に起因する事故等		○
契約期間終了後の原状回復		○
施設ホームページ及び封筒、 パンフレット等の表示変更	○	
その他	双方協議による	

(5) 応募資格

応募できる法人等は、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人やその他の団体とします。

ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する法人等
- ② 市の定める基準による指名停止または入札参加停止措置を受けている法人等
- ③ 直近の国税または地方税を滞納している法人等
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生または再生手続きを行っている法人等
- ⑤ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業およびそれに類似する業種
- ⑥ 貸金業の規則等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む法人等
- ⑦ ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- ⑧ カイロプラクティック、整体など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- ⑨ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する通信販売、訪

問販売を行う事業者。ただし、特定商取引に関する法律第 30 条に規定する通信販売協会に加盟している法人等を除く。

- ⑩ 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う法人等
- ⑪ 探偵社、身元調査会社等の業種
- ⑫ 政治性又は宗教性のある法人等
- ⑬ 雲仙市暴力団排除条例第 2 条より、次のアから力の要件に該当する法人等

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 役員等（当該事業に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- ⑭ その他、市長が適当でないと認める者

4 応募方法等

（１）募集期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 3 月 31 日（火）午後 5 時まで

（２）提出書類

- ① 申込書（様式第 1 号） 1 通
- ② 法人等の概要（様式第 2 号） 1 通
- ③ 登記簿謄本（登記事項証明書） 1 通
- ④ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの 1 通
- ⑤ 直近の決算報告書（任意様式） 1 通
- ⑥ 雲仙市税に未納がないことの証明書（原本） 1 通

※ 雲仙市内に事業所等がない場合は、本社所在地の市区町村民税の滞納がない

ことの証明書とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※ 持参の場合の受付時間：午前8時30分から午後5時の間（土日・祝日を除く）

※ 郵送の場合：簡易書留郵便等の確実な方法によること（募集期間内必着）

(4) 提出先

〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地 教育委員会生涯学習課

5 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 質問の提出方法

① 提出書類：質問事項を記載した文書（様式3号）

② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）

③ 受付期限：令和8年3月10日（火）午後5時まで

④ 提出先：雲仙市教育委員会生涯学習課

E-mail: shogaigakushu@city.unzen.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問受付後、1週間以内に市ホームページに質問及び回答を随時掲載します（質問者名は表示しません）。

6 選定方法等

(1) 審査等

ネーミングライツ・パートナーの選定にあたっては、別に審査委員会を設置し、下記の審査項目に沿って総合的に審査し、優先候補者を選定するものとします。

審査項目	審査ポイント	配点
愛称案	市民にとって愛称の親しみやすさ、呼びやすさ、わかりやすさ、地域への定着度、施設の設定目的やイメージとの整合等	15
ネーミングライツ料等	応募金額等の妥当性	40
契約期間	契約期間の妥当性	15
地域性	市内本社の有無	10
経営の安定性	応募者のネーミングライツ料の支払能力、財務状況から判断した経営の安定性等	10
地域貢献等	施設の魅力や利便性、地域貢献度や市民サービスを高めるための提案があるか、提案内容の具体性、実現性等	10
合 計		100

(2) 選定結果の通知

選定結果については、審査後、申込みのあった全ての法人等に文書で通知します。
なお、選定基準に基づく評価結果は公開しないものとします。

7 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、市が発行する納付書により指定された期日までに一括してお支払いいただくことを基本としますが、別の支払い方法を希望される場合は、市と協議し決定するものとします。

なお、ネーミングライツ料の発生・終了が年度途中になる場合、当該年度のネーミングライツ料は月割により按分計算とします。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツ・パートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うものとします
- (2) その他、定めのない事項が生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し決定するものとします。

9 施設見学

募集に際し「愛の夢未来センター」の現地確認を希望される場合は、事前に当該施設の管理者（雲仙市教育委員会生涯学習課 TEL：0957-47-7864）に確認し、日程を調整したうえで現地確認を行ってください。

10 その他

- (1) 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 提出書類等は必要により複写いたします。
- (3) 提出書類等は返却いたしません。
- (4) 提出書類等は、情報公開請求があった場合には、雲仙市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

11 問合せ先

〒854-0492 長崎県雲仙市千々石町戊 582 番地

雲仙市教育委員会生涯学習課 中島

TEL：0957-47-7864 E-mail: shogaigakushu@city.unzen.lg.jp